

新旧対照表

変更前	変更後
<p>2 構造改革特別区域の名称 稚内市外国人<u>研修生</u>受入れ特区</p> <p>4 構造改革特別区域の特性 (1) [略] (2) 国際交流の取組 本市企業では、中国人<u>研修生</u>受入れ事業を積極的に実施してきており、現在では、市内21企業において193人の<u>研修生及び実習生</u>が水産加工技術の習得に励んでいるほか、地域とのふれあいを目的とした、お祭り・イベントへの参加など、国際交流についても意欲的な取り組みを進めてきている。 [略]</p> <p>5 構造改革特別区域計画の意義 本市企業では基幹産業である水産業を中心に、ホタテ・ナマコ等の主な輸出国である中国からの<u>外国人研修生</u>の受入れを実施している。本計画は、水産加工に関する高度な技術と知識の習得による<u>研修生派遣国</u>の発展と、<u>研修生</u>と市民双方が日中文化の交流とふれあいを身近に体験することにより、両国交流の進展に繋がるものとして期待できる。</p> <p>6 構造改革特別区域計画の目標 本計画では、外国人<u>研修生</u>受入れ枠の拡大による技術、知識の継承と国際交流の更なる進展が、本市と<u>研修生派遣国</u>の経済交流へ繋がることを期待し、産業の創設や観光客の誘致等、新たな事業展開へ結びつくことを目標とする。</p>	<p>2 構造改革特別区域の名称 稚内市外国人<u>技能実習生</u>受入れ特区</p> <p>4 構造改革特別区域の特性 (1) [略] (2) 国際交流の取組 本市企業では、中国人<u>技能実習生</u>受入れ事業を積極的に実施してきており、現在では、市内21企業において193人の<u>技能実習生</u>が水産加工技術の習得に励んでいるほか、地域とのふれあいを目的とした、お祭り・イベントへの参加など、国際交流についても意欲的な取り組みを進めてきている。 [略]</p> <p>5 構造改革特別区域計画の意義 本市企業では基幹産業である水産業を中心に、ホタテ・ナマコ等の主な輸出国である中国からの<u>外国人技能実習生</u>の受入れを実施している。本計画は、水産加工に関する高度な技術と知識の習得による<u>技能実習生派遣国</u>の発展と、<u>技能実習生</u>と市民双方が日中文化の交流とふれあいを身近に体験することにより、両国交流の進展に繋がるものとして期待できる。</p> <p>6 構造改革特別区域計画の目標 本計画では、外国人<u>技能実習生</u>受入れ枠の拡大による技術、知識の継承と国際交流の更なる進展が、本市と<u>技能実習生派遣国</u>の経済交流へ繋がることを期待し、産業の創設や観光客の誘致等、新たな事業展開へ結びつくことを目標とする。</p>

<p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果</p> <p>本計画における<u>特定企業</u>は9社であり、計画の実施により外国人<u>研修生</u>が27人程度増加することが見込まれており、<u>研修生派遣国</u>である中国との国際交流がより深まるとともに、本市と中国との経済交流がより一層の進展をみることが期待できる。</p> <p>8 特定事業の名称</p> <p>外国人<u>研修生</u>受入れによる人材育成促進事業（506）</p> <p>9 構造改革特別区域内において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項</p> <p>外国人<u>研修生</u>受入れ事業の円滑な実施に関し、本市では下記の事業を実施している。</p> <p>(1) <u>研修生受入れ機関</u>が実施する研修等に対する支援について</p> <p><u>第1次受入れ機関</u>が実施する研修において、市施設を利用する場合については、施設使用料の免除を行うなどの支援を実施している。</p> <p>(2) [略]</p>	<p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果</p> <p>本計画における<u>特定実習実施機関</u>は9社であり、計画の実施により外国人<u>技能実習生</u>が27人程度増加することが見込まれており、<u>技能実習生派遣国</u>である中国との国際交流がより深まるとともに、本市と中国との経済交流がより一層の進展をみることが期待できる。</p> <p>8 特定事業の名称</p> <p>外国人<u>技能実習生</u>受入れによる人材育成促進事業（506）</p> <p>9 構造改革特別区域内において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項</p> <p>外国人<u>技能実習生</u>受入れ事業の円滑な実施に関し、本市では下記の事業を実施している。</p> <p>(1) <u>監理団体</u>が実施する研修等に対する支援について</p> <p><u>監理団体</u>が実施する研修において、市施設を利用する場合については、施設使用料の免除を行うなどの支援を実施している。</p> <p>(2) [略]</p>
<p>別紙</p> <p>1 特定事業の名称</p> <p>506 外国人<u>研修生</u>受入れによる人材育成促進事業</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</p> <p>団体管理型により外国人<u>研修生</u>を受け入れている事業協同組合及び当該事業協同組合に属する組合員</p>	<p>別紙</p> <p>1 特定事業の名称</p> <p>506 外国人<u>技能実習生</u>受入れによる人材育成促進事業</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</p> <p>団体管理型により外国人<u>技能実習生</u>を受け入れている事業協同組合及び当該事業協同組合に属する組合員</p>

〔略〕

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

別表1のとおり

(2) ～ (3) 〔略〕

(4) 事業により実現される行為

特例措置により本特区内の水産加工会社のほとんどで外国人研修生受入れ可能人数が3人から6人へ拡大されることから、本市から研修生派遣国へのさらなる技術の継承と両地域間の交流事業の充実が図られ、一層の国際交流促進がなされる。

(5) 特定機関及び関係機関との連絡体制

①特定機関

第1次受入れ機関が稚内市外にあることから、円滑な連絡体制を構築し、適正な研修及び実習に向けた情報交換を行い、本特例措置の内容や研修・技能実習制度の趣旨及び関係法令等について周知徹底を図る。第2次受入れ機関については、研修状況等の把握に努め、必要に応じて訪問・指導するなど、適正な研修実施の確認を行い、本特例措置の内容や研修・技能実習制度の趣旨及び関係法令等について周知徹底を図る。

また、特定機関において不正行為等や研修生等の失踪又は不法残留事案の発生が判明した場合には、直ちに、当該事例の詳細を把握して地方入国管理官署等関係機関及び構造改革特区担当室に報告を行う体制が整備されるよう必要な指導を行う。

② 〔略〕

5 当該規制の特例措置の内容

規制の特例措置に必要性や要件適合性を認めた根拠

〔略〕

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

別表1のとおり

(2) ～ (3) 〔略〕

(4) 事業により実現される行為

特例措置により本特区内の水産加工会社のほとんどで外国人技能実習生受入れ可能人数が3人から6人へ拡大されることから、本市から技能実習生派遣国へのさらなる技術の継承と両地域間の交流事業の充実が図られ、一層の国際交流促進がなされる。

(5) 特定機関及び関係機関との連絡体制

①特定機関

監理団体が稚内市外にあることから、円滑な連絡体制を構築し、適正な研修及び技能実習に向けた情報交換を行い、本特例措置の内容や研修・技能実習制度の趣旨及び関係法令等について周知徹底を図る。実習実施機関については、研修状況等の把握に努め、必要に応じて訪問・指導するなど、適正な研修実施の確認を行い、本特例措置の内容や研修・技能実習制度の趣旨及び関係法令等について周知徹底を図る。

また、特定機関において不正行為等や技能実習生の失踪又は不法残留事案の発生が判明した場合には、直ちに、当該事例の詳細を把握して地方入国管理官署等関係機関及び構造改革特区担当室に報告を行う体制が整備されるよう必要な指導を行う。

② 〔略〕

5 当該規制の特例措置の内容

規制の特例措置に必要性や要件適合性を認めた根拠

(1) 当該特区内に研修生を受け入れようとする業種に属する事業を行う事業所が相当程度集積しており、かつ、当該業種が当該地域の主たる産業であること。

〔略〕

(2) 当該業種に属する事業を行う特区内の事業所全部の研修生派遣国との当該事業に係る取引額の合計が過去1年間に10億円以上であること。

〔略〕

(3) 当該特区内において研修又は技能実習に従事し過去1年間に帰国した者の大半が、帰国後本邦において修得した技術、技能又は知識を要する業務に従事していることが確認されていること。

【根拠】

第1次受入れ機関を通じ、帰国後の状況について確認を行ったところ、高い割合で水産関係の企業に就業していることを確認した。(別表3)

(4) 当該特区に係る有効求人倍率が、全国又は当該特区が属する都道府県の有効求人倍率を上回っていること。

【根拠】

本市の過去1年間の有効求人倍率の平均値は0.55倍であり、全道平均値の0.47倍を上回ることを確認した。(別表4)

(1) 当該特区内に技能実習生を受け入れようとする業種に属する事業を行う事業所が相当程度集積しており、かつ、当該業種が当該地域の主たる産業であること。

〔略〕

(2) 当該業種に属する事業を行う特区内の事業所全部の技能実習生派遣国との当該事業に係る取引額の合計が過去1年間に10億円以上であること。

〔略〕

(3) 当該特区内において研修又は技能実習に従事し過去1年間に帰国した者の大半が、帰国後本邦において修得した技術、技能又は知識を要する業務に従事していることが確認されていること。

【根拠】

監理団体を通じ、帰国後の状況について確認を行ったところ、高い割合で水産関係の企業に就業していることを確認した。(別表3)

(4) 当該特区に係る有効求人倍率が、全国又は当該特区が属する都道府県の有効求人倍率を上回っていること。

【根拠】

本市の過去1年間の有効求人倍率の平均値は、全道平均値を上回ることを確認した。(別表4)

(別表 1) 【変更前】

特定企業一覧

No.	企業名	〒	所在地	代表者	従業員数	主な製品	第1次受入れ機関
1	有限会社 本間水産	097-0006	稚内市新港町1番地17	本間 裕教	10	カニ製品	海外交流事業協同組合
2	中央水産 株式会社	097-0001	稚内市末広2丁目6番25号	中陳 憲一	38	干物	北海道国際交流協同組合
3	有限会社 マルキチ中川水産	098-6642	稚内市声間1丁目6番3号	中川 栄司	42	ホタテ	北斗国際交流事業協同組合
4	兼丸水産 株式会社	097-0001	稚内市末広2丁目3番1号	福本 恵三	14	カニ・ホタテ	北斗国際交流事業協同組合
5	北王水産 株式会社	097-0006	稚内市新港町1番地7	巽 昭	49	鮭・ホタテ	北斗国際交流事業協同組合
6	有限会社 カネニ台丸谷商店	098-6758	稚内市宗谷岬15番9号	台丸谷 充男	13	鮭・タコ・ホタテ	海外交流事業協同組合
7	秋川水産 株式会社	097-0026	稚内市ノシャップ2丁目2番1号	秋川 満	40	辛子明太子・たらこ	海外交流事業協同組合
8	丸共水産 株式会社	097-0022	稚内市中央4丁目18番18号	宮本 宜之	33	冷凍漁・塩干加工品	北海道国際交流協同組合
9	たつみ食品 株式会社	098-6756	稚内市大字宗谷村字富磯	神 一民	15	水産物各種	北斗国際交流事業協同組合

(別表 1) 【変更後】

実習実施機関一覧

No.	実習実施機関名	〒	所在地	代表者	従業員数	主な製品	監理団体
1	有限会社 本間水産	097-0006	稚内市新港町1番地17	本間 裕教	10	カニ製品	海外交流事業協同組合
2	中央水産 株式会社	097-0001	稚内市末広2丁目6番25号	中陳 憲一	38	干物	北海道国際交流協同組合
3	有限会社 マルキチ中川水産	098-6642	稚内市声間1丁目6番3号	中川 栄司	42	ホタテ	北斗国際交流事業協同組合
4	兼丸水産 株式会社	097-0001	稚内市末広2丁目3番1号	福本 恵三	14	カニ・ホタテ	北斗国際交流事業協同組合
5	北王水産 株式会社	097-0006	稚内市新港町1番地7	巽 昭	49	鮭・ホタテ	北斗国際交流事業協同組合
6	秋川水産 株式会社	097-0026	稚内市ノシャップ2丁目2番1号	秋川 満	40	辛子明太子・たらこ	海外交流事業協同組合
7	丸共水産 株式会社	097-0022	稚内市中央4丁目18番18号	宮本 宜之	33	冷凍漁・塩干加工品	北海道国際交流協同組合
8	たつみ食品 株式会社	098-6756	稚内市大字宗谷村字富磯	神 一民	15	水産物各種	北斗国際交流事業協同組合
9	有限会社 かねよし	097-0001	稚内市末広5丁目7番7号	若狭 善昭	37	冷凍ホタテ	海外交流事業協同組合

(別表2) 【変更前】

研修生派遣国との取引状況

平成19年の本市区域内にある漁業・水産加工業関連事業所の中国への輸出状況について、稚内漁業協同組合、宗谷漁業協同組合、北海道漁連への調査結果は下記のとおりであり、これらの事業所の研修生派遣国との取引額が10億円を上回ることを確認した。

	輸出量	輸出金額
ホタテ (干し貝柱)	120 トン	864,000 千円
ナマコ (干ナマコ)	20 トン	1,630,000 千円
合計	140 トン	2,494,000 千円

(別表2) 【変更後】

技能実習生派遣国との取引状況

平成20年の本市区域内にある漁業・水産加工業関連事業所の中国への輸出状況について、稚内漁業協同組合、宗谷漁業協同組合、北海道漁連への調査結果は下記のとおりであり、これらの事業所の技能実習生派遣国との取引額が10億円を上回ることを確認した。

	輸出量	輸出金額
ホタテ (干し貝柱)	<u>106 トン</u>	<u>488,660 千円</u>
ナマコ (干ナマコ)	<u>20 トン</u>	<u>1,601,000 千円</u>
合計	<u>126 トン</u>	<u>2,089,660 千円</u>

(別表3) 【変更前】

外国人研修・実習生 帰国後の就業状況について

No.	帰国者氏名	日本での研修等の状況			確認状況		帰国後の就業状況				備考
		第1次受入れ機関	第2次受入れ機関	従事した業務	可	不可	企業名	所在地	主たる製品	本人が従事している内容	
1	■■■■	海外交流事業協同組合	有限会社本間水産	水産加工	○		済南晶栄食品有限公司	山東省章丘市明水	魚類と野菜	水産加工	
2	■■■■			水産加工	○		済南晶栄食品有限公司	山東省章丘市明水	魚類と野菜	水産加工	
3	■■■■			水産加工	○		帰国後に結婚し、就業せず				
4	■■■■	北海道国際交流協同組合	中央水産株式会社	水産加工	○		山東省栄成霞海珍品有限公司	荣成市成山镇西霞口村	魚貝乾燥品	水産加工	
5	■■■■			水産加工	○		山東省栄成霞海珍品有限公司	荣成市成山镇西霞口村	魚貝乾燥品	水産加工	
6	■■■■			水産加工	○		山東省栄成霞海珍品有限公司	荣成市成山镇西霞口村	魚貝乾燥品	水産加工	
7	■■■■			水産加工	○		山東省栄成霞海珍品有限公司	荣成市成山镇西霞口村	魚貝乾燥品	水産加工	
8	■■■■			水産加工	○		山東省栄成霞海珍品有限公司	荣成市成山镇西霞口村	魚貝乾燥品	水産加工	
9	■■■■			水産加工	○		山東省栄成霞海珍品有限公司	荣成市成山镇西霞口村	魚貝乾燥品	水産加工	
10	■■■■	北斗国際交流事業協同組合	有限会社マルキチ中川水産	水産加工	○		山東省萊蕪市商業水産公司	萊蕪市大柘北路23号	水産物各種	水産加工	現在は退職し結婚
11	■■■■			水産加工	○		山東省萊蕪市商業水産公司	萊蕪市大柘北路23号	水産物各種	水産加工	現在は退職し結婚
12	■■■■			水産加工	○		山東省萊蕪市商業水産公司	萊蕪市大柘北路23号	水産物各種	水産加工	
13	■■■■		兼丸水産株式会社	水産加工	○		山東省萊蕪市商業水産公司	萊蕪市大柘北路23号	水産物各種	水産加工	
14	■■■■			水産加工	○		山東省萊蕪市商業水産公司	萊蕪市大柘北路23号	水産物各種	水産加工	
15	■■■■		北王水産株式会社	水産加工	○		山東省山東美佳集团有限公司	日照海濱一路	水産物各種	水産加工	
16	■■■■			水産加工	○		山東省山東美佳集团有限公司	日照海濱一路	水産物各種	水産加工	
17	■■■■	水産加工		○		山東省山東美佳集团有限公司	日照海濱一路	水産物各種	水産加工		
18	■■■■	海外交流事業協同組合	有限会社カネニ台丸谷商店	水産加工	○		山東省山東美佳集团有限公司	山東省日照市	鮭	水産加工	
19	■■■■			水産加工	○		山東省山東美佳集团有限公司	山東省日照市	鮭	水産加工	
20	■■■■			水産加工	○		山東省山東美佳集团有限公司	山東省日照市	鮭	水産加工	

21	■ ■ ■ ■			水産加工	○		山東省山東美佳集团有限公司	山東省日照市	鮭	水産加工	
22	■ ■ ■ ■			水産加工	○		山東省山東美佳集团有限公司	山東省日照市	鮭	水産加工	
23	■ ■ ■ ■			水産加工	○		山東省山東美佳集团有限公司	山東省日照市	鮭	水産加工	
24	■ ■ ■ ■			水産加工	○		山東省山東美佳集团有限公司	山東省日照市	鮭	水産加工	
25	■ ■ ■ ■			水産加工	○		山東省山東美佳集团有限公司	山東省日照市	鮭	水産加工	
26	■ ■ ■ ■			水産加工	○		山東省山東美佳集团有限公司	山東省日照市	鮭	水産加工	
27	■ ■ ■ ■			水産加工	○		山東省山東美佳集团有限公司	山東省日照市	鮭	水産加工	
28	■ ■ ■ ■			水産加工	○		山東省山東美佳集团有限公司	山東省日照市	鮭	水産加工	
29	■ ■ ■ ■			水産加工	○		山東省山東美佳集团有限公司	山東省日照市	鮭	水産加工	
30	■ ■ ■ ■		秋川水産株式会社	水産加工	○		帰国後、就業せず				
31	■ ■ ■ ■		秋川水産株式会社	水産加工	○		帰国後、就業せず				
32	■ ■ ■ ■	北海道国際交流協同組合	丸共水産株式会社	水産加工	○		栄成霞光海珍品有限公司	荣成市成山镇西霞口村	魚介類乾燥品	水産加工	
33	■ ■ ■ ■	北海道国際交流協同組合	丸共水産株式会社	水産加工	○		栄成霞光海珍品有限公司	荣成市成山镇西霞口村	魚介類乾燥品	水産加工	
34	■ ■ ■ ■			水産加工	○		山東省山東美佳集团有限公司	山東日照海濱一路1195	水産物各種	水産加工	
35	■ ■ ■ ■	北斗国際交流事業協同組合	たつみ食品株式会社	水産加工	○		山東省山東美佳集团有限公司	山東日照海濱一路1195	水産物各種	水産加工	
36	■ ■ ■ ■	北斗国際交流事業協同組合	たつみ食品株式会社	水産加工	○		山東省山東美佳集团有限公司	山東日照海濱一路1195	水産物各種	水産加工	

(別表3) 【変更後】

外国人技能実習生 帰国後の就業状況について

No.	帰国者氏名	日本での研修等の状況			確認状況		帰国後の就業状況				備考
		監理団体	実習実施機関	従事した業務	可	不可	企業名	所在地	主たる製品	本人が従事している内容	
1	■■■■	海外交流事業協同組合	有限会社本間水産	水産加工	○		済南晶栄食品有限公司	山東省章丘市明水	魚類と野菜	水産加工	
2	■■■■			水産加工	○		済南晶栄食品有限公司	山東省章丘市明水	魚類と野菜	水産加工	
3	■■■■			水産加工	○		帰国後に結婚し、就業せず				
4	■■■■	北海道国際交流協同組合	中央水産株式会社	水産加工	○		山東省栄成霞海珍品有限公司	栄成市成山镇西霞口村	魚貝乾燥品	水産加工	
5	■■■■			水産加工	○		山東省栄成霞海珍品有限公司	栄成市成山镇西霞口村	魚貝乾燥品	水産加工	
6	■■■■			水産加工	○		山東省栄成霞海珍品有限公司	栄成市成山镇西霞口村	魚貝乾燥品	水産加工	
7	■■■■			水産加工	○		山東省栄成霞海珍品有限公司	栄成市成山镇西霞口村	魚貝乾燥品	水産加工	
8	■■■■			水産加工	○		山東省栄成霞海珍品有限公司	栄成市成山镇西霞口村	魚貝乾燥品	水産加工	
9	■■■■			水産加工	○		山東省栄成霞海珍品有限公司	栄成市成山镇西霞口村	魚貝乾燥品	水産加工	
10	■■■■	北斗国際交流事業協同組合	有限会社マルキチ中川水産	水産加工	○		山東省萊蕪市商業水産公司	萊蕪市大柘北路23号	水産物各種	水産加工	現在は退職し結婚
11	■■■■			水産加工	○		山東省萊蕪市商業水産公司	萊蕪市大柘北路23号	水産物各種	水産加工	現在は退職し結婚
12	■■■■			水産加工	○		山東省萊蕪市商業水産公司	萊蕪市大柘北路23号	水産物各種	水産加工	
13	■■■■		兼丸水産株式会社	水産加工	○		山東省萊蕪市商業水産公司	萊蕪市大柘北路23号	水産物各種	水産加工	
14	■■■■			水産加工	○		山東省萊蕪市商業水産公司	萊蕪市大柘北路23号	水産物各種	水産加工	
15	■■■■		北王水産株式会社	水産加工	○		山東省山東美佳集团有限公司	日照海濱一路	水産物各種	水産加工	
16	■■■■			水産加工	○		山東省山東美佳集团有限公司	日照海濱一路	水産物各種	水産加工	
17	■■■■	水産加工		○		山東省山東美佳集团有限公司	日照海濱一路	水産物各種	水産加工		
18	■■■■	海外交流事業協同組合	秋川水産株式会社	水産加工	○		山東省山東美佳集团有限公司	山東省日照市	鮭	水産加工	
19	■■■■			水産加工	○		山東省山東美佳集团有限公司	山東省日照市	鮭	水産加工	
20	■■■■			水産加工	○		帰国後、就業せず				

21	■■■■			水産加工	○	帰国後、就業せず				
22	■■■■			水産加工	○	済南海之舟食品有限公司	山東省済南市歴城区	魚貝加工製品	水産加工	
23	■■■■		有限会社 かねよし	水産加工	○	済南海之舟食品有限公司	山東省済南市歴城区	魚貝加工製品	水産加工	
24	■■■■			水産加工	○	帰国後に結婚し、就業せず				
25	■■■■	北海道国際交流協同組合	丸共水産株式会社	水産加工	○	栄成霞光海珍品有限公司	栄成市成山镇西霞口村	魚介類乾燥品	水産加工	
26	■■■■			水産加工	○	栄成霞光海珍品有限公司	栄成市成山镇西霞口村	魚介類乾燥品	水産加工	
27	■■■■	北斗国際交流事業協同組合	たつみ食品株式会社	水産加工	○	山東省山東美佳集团有限公司	山東日照海濱一路1195	水産物各種	水産加工	
28	■■■■			水産加工	○	山東省山東美佳集团有限公司	山東日照海濱一路1195	水産物各種	水産加工	
29	■■■■			水産加工	○	山東省山東美佳集团有限公司	山東日照海濱一路1195	水産物各種	水産加工	

(別表4)【変更前】

有効求人倍率の推移

1. 月別の推移

(単位：倍)

年	月	全国	全道	稚内
平成19年	12月	<u>1.00</u>	<u>0.49</u>	<u>0.45</u>
平成20年	1月	<u>1.00</u>	<u>0.51</u>	<u>0.42</u>
	2月	<u>1.00</u>	<u>0.53</u>	<u>0.55</u>
	3月	<u>0.96</u>	<u>0.52</u>	<u>0.60</u>
	4月	<u>0.86</u>	<u>0.46</u>	<u>0.53</u>
	5月	<u>0.81</u>	<u>0.43</u>	<u>0.60</u>
	6月	<u>0.79</u>	<u>0.44</u>	<u>0.65</u>
	7月	<u>0.80</u>	<u>0.44</u>	<u>0.66</u>
	8月	<u>0.81</u>	<u>0.45</u>	<u>0.57</u>
	9月	<u>0.82</u>	<u>0.47</u>	<u>0.56</u>
	10月	<u>0.79</u>	<u>0.45</u>	<u>0.51</u>
11月	<u>0.75</u>	<u>0.43</u>	<u>0.50</u>	
過去1年間の平均		<u>0.87</u>	<u>0.47</u>	<u>0.55</u>

・過去1年間の平均有効倍率は全道平均を上回っている。

2. 年度平均値の推移

(単位：倍)

年度	全国	全道	稚内
平成14年度	<u>0.54</u>	<u>0.42</u>	<u>0.62</u>
平成15年度	<u>0.66</u>	<u>0.45</u>	<u>0.52</u>
平成16年度	<u>0.83</u>	<u>0.50</u>	<u>0.50</u>
平成17年度	<u>0.94</u>	<u>0.53</u>	<u>0.59</u>
平成18年度	<u>1.02</u>	<u>0.53</u>	<u>0.57</u>
平成19年度	<u>0.97</u>	<u>0.51</u>	<u>0.53</u>

・過去5年間の年度平均有効倍率は全道平均を上回っている。

※ ハローワーク稚内の管轄区域は下記のとおり

稚内市、枝幸町、遠別町、猿払村、天塩町、豊富町、中頓別町、浜頓別町、幌延町、利尻町、利尻富士町、礼文町

(別表4)【変更後】

有効求人倍率の推移

1. 月別の推移

(単位：倍)

年	月	全国	全道	稚内
平成 22 年	1 月	<u>0.45</u>	<u>0.36</u>	<u>0.49</u>
	2 月	<u>0.46</u>	<u>0.39</u>	<u>0.57</u>
	3 月	<u>0.47</u>	<u>0.39</u>	<u>0.56</u>
	4 月	<u>0.42</u>	<u>0.35</u>	<u>0.44</u>
	5 月	<u>0.41</u>	<u>0.35</u>	<u>0.44</u>
	6 月	<u>0.43</u>	<u>0.37</u>	<u>0.52</u>
	7 月	<u>0.45</u>	<u>0.38</u>	<u>0.51</u>
	8 月	<u>0.49</u>	<u>0.41</u>	<u>0.55</u>
	9 月	<u>0.52</u>	<u>0.43</u>	<u>0.52</u>
	10 月	<u>0.54</u>	<u>0.45</u>	<u>0.47</u>
	11 月	<u>0.55</u>	<u>0.44</u>	<u>0.48</u>
	12 月	<u>0.56</u>	<u>0.42</u>	<u>0.41</u>
過去 1 年間の平均		<u>0.48</u>	<u>0.40</u>	<u>0.50</u>

・過去 1 年間の平均有効倍率は全道平均を上回っている。

2. 年度平均値の推移

(単位：倍)

年 度	全国	全道	稚内
平成 17 年度	<u>0.94</u>	<u>0.53</u>	<u>0.59</u>
平成 18 年度	<u>1.02</u>	<u>0.53</u>	<u>0.57</u>
平成 19 年度	<u>0.97</u>	<u>0.51</u>	<u>0.53</u>
平成 20 年度	<u>0.73</u>	<u>0.43</u>	<u>0.54</u>
平成 21 年度	<u>0.42</u>	<u>0.35</u>	<u>0.56</u>

・過去 5 年間の年度平均有効倍率は全道平均を上回っている。

※ ハローワーク稚内の管轄区域は下記のとおり

稚内市、枝幸町、遠別町、猿払村、天塩町、豊富町、中頓別町、浜頓別町、幌延町
利尻町、利尻富士町、礼文町